

10. 学生の修学・進路選択・心身の健康等に係る支援及び障がいのある学生に対する支援

(1) 学生の修学支援

「クラス」制による学生グループを基本単位とした担任制を設けている。学生の退学を防止するため、昼食の既食数カウントから登校していない学生を週ごとに職員がチェックし、担任は、それと出席表を合わせ見て欠席の多い学生のカルテを作成し、段階をふんで個別に指導する。また、すべての学生に対して教員がオフィスアワーの時間を設けて、学修から学生生活の悩みなど各種の相談に応じ、修学支援をすすめている。

(2) 学生の進路選択支援

本学では、進路全般に関しては「キャリア支援センター」が業務を担当している。本学のキャリア支援にまつわる講義を担当している講師が、キャリア支援センターのスタッフを兼務していることもあり、学生の顔と名前をしっかりと把握している。これによりパーソナルな対応が可能となるため、キャリア支援センターを利用する学生が非常に多い。また、各コースの担任教員も協力し、キャリア支援センターのスタッフと連携を強化している。

<キャリア支援センター>

本学に届く求人票はすべて事務センター内就職コーナーの棚にファイルに綴じて保管している。学生は、いつでも自由に閲覧ができるようになっている。個別相談にも対応している。

また、コース各担任・同センタースタッフが連携協力し面接練習等の指導、支援を行っている。

(3) 心身の健康等に係る支援

本学では、各コースの担任教員と事務組織の学務部学生課スタッフが連携協力し、学生の心身の健康等の管理・相談に取り組んでいる。

<健康相談室>

健康相談室では担当者が学生の対応にあたり、健康の管理に配慮している。

(4) 障がいのある学生に対する支援

I. 障害学生支援に関する基本方針の整備

「障がいのある学生に関する基本方針」を整備している。

II. 教員に対する配慮事項の周知徹底

配慮マニュアル「教職員のための手引き」を作成し、全教職員に配布している。この手引きを活用して、当該学生に対して全教職員による統一した支援の配慮が行き届くように努めている。

III. 相談員の配置

日本二分脊椎協会支部役員・大阪北 YMCA 障害者水泳教室主催などを歴任している教員や保健師免許のある教員など、障害者に対して知識が深い専任教員が常時相談を受ける体制ができている。

IV. 自立に対する支援の実施

「インターンシップ」の履修に際して、エントリーシートに障害者であることを明記し、マッチング後に実習先を訪問、相談し、実習を行っている。また、キャリア支援センターに常駐しているキャリアコンサルタントが

就職フェアや堺市ハローワークやジョブセンターとも連携を取り、求人状況を提供する体制を整えている。

V. 入学志願者支援の実施

入学を希望する志願者について、事前説明や入学試験を別室にて実施する。解答用紙を拡大・入試に係る時間の延長等配慮を行う。

VI. 授業等の支援の実施

定期試験において、学生の状態に応じた試験(別室にて実施する・試験時間の延長等)や代替措置(レポートでの評価)を行う。

VII. 施設・設備に関する配慮

スロープ・点字・車いす対応トイレの設置

VIII. 学内支援者の育成

「障害者福祉論」「障害児保育」「社会的養護内容」「保育実習指導Ⅰ(施設)」の科目を開講し、車いす体験・障害者自立支援施設の実習、知的障害者(児)入所(通所)見学等を行っている。また、学生の意識づけとしてユニバーサルマナー検定を実施している。